建築確認等台帳記載事項証明書の発行等のご案内

所沢市では、令和2年4月1日より、建築確認済証、検査済証の交付の記録がある物件について、建築確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する台帳に記載があることの証明書として、台帳記載事項証明書を発行します。

手数料

1通につき800円

証明書の交付対象

確認済証が交付された物件で台帳に記載がある建築物、工作物、建築設備(昇降機等)

申請及び証明書の内容について

- 1 申請時間 午前8時30分~午後5時00分
 - (注意)・現金出納の都合上、時間に余裕をもって申請してください。
 - ・正午~午後1時までの時間は、当番職員のみの対応となるため通常より 作成時間を要することが想定されます。できるだけ当該時間を避けて申 請をお願いします。

2 申請窓口

街づくり計画部建築指導課(庁舎低層棟2階)

3 申請方法

- ・窓口にて所定の申請書にご記入ください。
- ・申請対象物件の特定が必要になります。

(案内図、公図、建築物等の建築(築造)時期、建築確認番号等により特定)

4 証明書の内容

申請対象の建築物等について、確認済証、検査済証の記録が台帳に記載されていることを証明するもので、建築計画概要書(写し)又は台帳(写し)等を活用して、証明書の交付を行います。

また、建築計画概要書のみの交付も行っております。この場合の手数料は1 通につき400円となります。

その他注意事項

- ・電話やFAXでの申請は受け付けていません。
- ・台帳の撮影や複写等はできません。
- ・確認申請の年月日によって、証明書の様式、添付書類が異なります。
- ・物件の特定が出来ない場合は、証明書の交付が出来ません。
- ・申請数が大量に及ぶ場合は、証明書の交付が翌日以降となる場合があります。
- ・現存の建築物の権利者や建築基準関係規定の適合性を証明するものではありません。
- ・建築確認済証や検査済証の再発行はしていません。